

下妻小学校及び古島小学校不用物品リユース実施要領

1. 実施内容

小学校の閉校に伴い、下妻小学校及び古島小学校で発生する不用物品から再利用できるもの（以下、リユース品という）を無料で引き取り、引き取り後はリユース品として取り扱う。

2. 実施場所

下妻小学校（住所：筑後市大字下妻 1 3 1 7）

古島小学校（住所：筑後市大字古島 2 3 3）

3. リユース品搬出作業日

令和 7 年 1 2 月 1 7 日（水）～ 1 2 月 2 6 日（金）の間で、業者との調整により決定する。

4. 作業時間

原則、午前 9 時から午後 5 時とする。

5. 対象品目

リユース品目	概要
学校用家具（テーブル・教卓・机・椅子・書庫・木製棚・ロッカー・保管庫・靴箱・プリンターラック・シューズロッカー・配膳台・はしご・楽器用戸棚・ハイカウンター等）	多少の汚れ、傷等がある使用可能なもの
校具（アンプ・トーンチャイム・ステレオ・アコーディオン・デジタルパーカッション・コンパクトディスクプレーヤー・集音マイク・ステレオカセットデッキ・ミシン等）	多少の汚れ、傷等がある使用可能なもの 製造年は問わない
教具（黒板・ホワイトボード・デジタル教科書・大型キーボード表・逆上がり補助板・世界音楽家肖像画集等）	ヒビ・割れ・欠けのない使用可能なもの
家電（電気オーブン・テーブルコンロ・液晶モニター・オーブントースター・湯沸し器等）	製造から 5 年以内のものとし、電源が入るものとするがその他の動作確認はしない
その他	再利用できるもの

上記品目のうちリユース可能と判断したものは全て引き取ること。

6. 参加資格

上記リユース品目の全部をリユースできる業者で、過去にリユース事業の実績がある業者。

7. 参加表明

本業務を受けることを希望する業者は、令和7年12月9日(火)12時までに、参加表明書(別紙1)をリユース事業に係る実績を添えて提出すること。

8. 現場確認

引き取り品目及び数量の把握のため、令和7年12月11日(木)9時30分より現場確認を行う。参加表明する業者は必ず参加すること。

9. 引き取り計画書の提出

現場確認の結果を踏まえ、引き取り品目及び予想数量を記載した計画書を令和7年12月15日(月)までに提出すること。

10. リユース実施業者の選定

引き取り計画書およびリユース事業に係る実績を踏まえ、令和7年12月16日(火)までにリユース実施業者1社を決定する。

11. リユース品の搬出

下妻小学校及び古島小学校に残る不用物品は、原則、玄関付近に集積する。集積場所からの搬出は業者により実施すること。

12. 引き取り完了届出書の提出

リユース品搬出作業終了後に、速やかに引き取った品目及び数量等を記載した引き取り完了届を提出すること。

13. 添付資料

参加表明書(別紙1)

14. 担当課

筑後市役所 教育部 教育総務課 学校再編担当

TEL: 0942-53-4117 FAX: 0942-54-0336

E-mail: kyouikusoumu@city.chikugo.lg.jp